

鹿屋市笠野原地区雑用水管理事業給水条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市笠野原地区雑用水管理事業給水条例施行規則（平成21年鹿屋市規則第35号）の一部を改正する。

別記第6号の3様式を次のように改める。

第6号の3様式（第12条関係）

雑用水使用料金納入通知書兼領収証書

〒 _____ 様

右記の金額を受領しました。

年 月 日

受領者



鹿屋市笠野原地区雑用水管理事業（徴収業務）

受託者 笠野原地区雑用水管理組合 組合長
登録番号T8000020462039

番号

年 月～ 年 月分	請求月	月	
金 額	円		
種 別	使用量 (m ³)	単価 (円)	金 額 (円)
前 回 指 針			
今 回 指 針			
当 月 使 用 量			
基 本 料 金			
督 促 手 数 料			
延 滞 金			
合 計			

上記金額を納入期限までに納入してください。

内10%対象： 円
内消費税： 円

納入期限 年 月 日

雑用水使用料金納入済通知書

〒 _____ 様

右記の金額を受領しましたので報告します。

年 月 日

受領者



鹿屋市笠野原地区雑用水管理事業（徴収業務）

受託者 笠野原地区雑用水管理組合 組合長 様
(委託者 鹿屋市長)

登録番号T8000020462039

番号

年 月～ 年 月分	請求月	月	
金 額	円		
種 別	使用量 (m ³)	単価 (円)	金 額 (円)
前 回 指 針			
今 回 指 針			
当 月 使 用 量			
基 本 料 金			
督 促 手 数 料			
延 滞 金			
合 計			

内10%対象： 円
内消費税： 円

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。